

市区町村別集計項目(推進体制等)

富山県	
市区町村数	15

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						12	11	8				15					
16	201	富山市	男女参画・市民協働課	1	1	1	1	富山市男女共同参画推進条例	2006年3月30日	2006年4月1日	0	第2次富山市男女共同参画プラン前期実施計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
16	202	高岡市	男女平等・共同参画課	1	1	1	1	高岡市男女平等推進条例	2005年11月1日	2005年11月1日	0	高岡市男女平等推進プラン(第2次)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
16	204	魚津市	魚津市女性活躍社会推進室	1	1	1	1	魚津市男女共同参画推進条例	2004年3月17日	2004年4月1日	0	魚津市男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
16	205	氷見市	秘書広報課	1	2	0	0				0	氷見市男女共同参画プラン「ファインパートナーシップ2018」	2018年4月 ~ 2022年3月	1	1		
16	206	滑川市	生涯学習課	2	2	1	0				0	滑川市男女共同参画計画～第3次ときめきかがやきひかりのプラン～	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
16	207	黒部市	企画情報課	1	2	1	1				2	第2次くろべ男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	0		
16	208	砺波市	企画政策課	1	2	1	1	砺波市男女共同参画推進条例	2005年9月27日	2005年9月27日	0	砺波市男女共同参画推進計画(第3次)	2016年4月 ~ 2022年3月	1	1		
16	209	小矢部市	定住支援課	1	2	1	1				0	小矢部市男女共同参画プラン(第2次)改定版	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
16	210	南砺市	南砺で暮らしません課	1	2	1	1	南砺市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日	0	南砺市男女共同参画推進プラン(第2次)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
16	211	射水市	地域振興・文化課	1	2	1	1	射水市男女共同参画推進条例	2006年12月20日	2007年4月1日	0	第2次射水市男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2026年3月	1	1		
16	321	舟橋村	総務課	1	2	0	0				0	舟橋村男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	1		
16	322	上市町	教育委員会事務局生涯学習班	2	2	1	0				0	第2次上市町男女共同参画プラン 誰もが個性と能力を発揮できるまち 上市	2014年3月 ~ 2024年3月	0	1		
16	323	立山町	総務課	1	2	0	1				1	立山町男女共同参画プラン 第4次	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1		
16	342	入善町	教育委員会事務局	2	2	1	1	入善町男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日	0	第5次にゆづん男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
16	343	朝日町	教育委員会事務局	2	2	1	1	朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例	2002年3月22日	2002年4月1日	0	第4次朝日町男女共同参画社会づくり計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	0		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2						0	2	2	0	0	2	0	0	
16	201	富山市	富山市男女共同参画推進センター		930-0002	富山市新富町一丁目2番3号CICビル3階	076-443-1760	076-443-1761	<a href="https://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/danjyokyodosankaku/kyodosankaku.html">https://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/danjyokyodosankaku/kyodosankaku.html</a>		○	○			○		
16	202	高岡市	高岡市男女平等推進センター		933-0023	富山県高岡市末広町1番7号ウイング・ウイング高岡6階	0766-20-1810	0766-20-1815	<a href="https://www.city.takaoka.toyama.jp/gec/kurashi/kyodosankaku/center/index.html">https://www.city.takaoka.toyama.jp/gec/kurashi/kyodosankaku/center/index.html</a>		○	○			○		
16	204	魚津市															
16	205	氷見市															
16	206	滑川市															
16	207	黒部市															
16	208	砺波市															
16	209	小矢部市															
16	210	南砺市															
16	211	射水市															
16	321	舟橋村															
16	322	上市町															
16	323	立山町															
16	342	入善町															
16	343	朝日町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主  な  事  業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	2	1	0	1	1	0	0	
16	201	富山市	富山市男女共同参画推進センター	2003年4月1日	2	2	3,677	○	○	○							
16	202	高岡市	高岡市男女平等推進センター	2004年4月1日	3	7	13,219	○	○	○	○		○	○			
16	204	魚津市															
16	205	氷見市															
16	206	滑川市															
16	207	黒部市															
16	208	砺波市															
16	209	小矢部市															
16	210	南砺市															
16	211	射水市															
16	321	舟橋村															
16	322	上市町															
16	323	立山町															
16	342	入善町															
16	343	朝日町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
			4			10	0	0.0	11	0	0.0	5	0	0.0	4	0	0.0	4,044	108	2.7
16	201	富山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1426	58	4.1
16	202	高岡市	2008年9月25日	高岡市男女平等・共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							610	10	1.6
16	204	魚津市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	9	3.6
16	205	氷見市				1	0	0.0	1	0	0.0							230	3	1.3
16	206	滑川市				1	0	0.0	1	0	0.0							142	1	0.7
16	207	黒部市	2008年12月18日	黒部市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							170	1	0.6
16	208	砺波市	2005年9月21日	砺波市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							253	2	0.8
16	209	小矢部市	2014年12月22日	小矢部市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							199	5	2.5
16	210	南砺市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	1	3.2
16	211	射水市				1	0	0.0	1	0	0.0							317	2	0.6
16	321	舟橋村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
16	322	上市町										1	0	0.0	1	0	0.0	118	7	5.9
16	323	立山町										1	0	0.0	1	0	0.0	145	8	5.5
16	342	入善町										1	0	0.0	1	0	0.0	130	1	0.8
16	343	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

富山県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード																								
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他																							
	小計			605	526	8,903	2,347	26.4					372	327	5,900	1,381	23.4	85	55	548	84	15.3	405	28	6.9	530	36	6.8																								
16 201	富山市	30.0	2022年4月	64	55	938	258	27.5	すべての審議会等を対象としている。																			60	51	939	258	27.5	6	4	82	4	4.9	43	1	2.3	44	1	2.3	1		1	2	2021年3月31日				
16 202	高岡市	33.0	2022年3月	81	78	1,131	324	28.6	法令、条例、要綱等に基づいて設置されている委員会・審議会等																			56	54	817	233	28.5	6	6	36	9	25.0	65	4	6.2	66	4	6.1	2	2021年3月31日	1		2	2021年3月31日			
16 204	魚津市	40.0	2026年3月	44	37	656	178	27.1	公的な委員会・審議会における女性委員																			14	13	288	61	21.2	6	6	30	9	30.0			29	2	6.9	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	1					
16 205	氷見市	36.0	2022年3月	49	42	640	195	30.5	法令、条例、その他要綱等に基づいて設置されている審議会等																			24	21	315	82	26.0	6	2	32	3	9.4	33	2	6.1	35	2	5.7	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日			
16 206	滑川市	35.0	2024年3月	55	41	722	174	24.1	法律または政令により設置されている審議会等、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等																			21	14	264	46	17.4	6	4	32	6	18.8	30	1	3.3	31	1	3.2	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日			
16 207	黒部市	30.0	2026年4月	42	34	839	220	26.2	1. 2. 3. 4																			21	17	557	114	20.5	6	4	35	8	22.9			39	3	7.7	1			1		1				
16 208	砺波市	30.0	2022年3月	47	43	696	199	28.6	法律に基づいて設置されている審議会等、条例に基づいて設置されている審議会等、その他要綱に基づいて設置されている審議会等																			26	24	412	86	20.9	6	4	45	6	13.3	39	4	10.3	40	4	10.0	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日			
16 209	小矢部市	40.0	2023年3月	38	36	487	118	24.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況																			38	36	487	118	24.2	6	3	36	3	8.3	33	2	6.1	34	2	5.9	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日			
16 210	南砺市	40.0	2023年3月	43	36	546	152	27.8	法律に基づいて設置されている審議会、条例に基づき設置されている審議会及び、その他要綱等に基づいて設置されている審議会																			26	22	372	100	26.9	6	4	36	6	16.7	32	2	6.3	33	2	6.1	1			1		1			
16 211	射水市	37.5	2022年3月	59	56	726	216	29.8	1. 3. 4																			32	30	375	104	27.7	6	4	44	7	15.9	35	2	5.7	36	2	5.6	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日			
16 321	舟橋村																											10	9	88	16	18.2	5	4	25	4	16.0	6	0	0.0	7	0	0.0	1			1		1			
16 322	上市町	30.0	2026年3月	25	22	367	87	23.7	・法律に基づいて設置されている審議会等 ・条例に基づいて設置されている審議会等 ・その他要綱等に基づいて設置されている審議会等																			10	7	187	23	12.3	5	2	30	4	13.3	32	1	3.1	33	1	3.0	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日			
16 323	立山町	30.0	2026年3月	14	11	307	49	16.0	1. 3. 4																			9	7	278	39	14.0	5	3	27	6	22.2	23	4	17.4	24	4	16.7	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日			
16 342	入善町	40%以上 60%以下	2026年3月	28	25	558	145	26.0	法律、条例、要綱等に基づいて設置されている審議会等																			11	11	173	26	15.0	5	3	31	6	19.4	34	5	14.7	35	5	14.3	1			2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日
16 343	朝日町	30.0	2026年3月	16	10	290	32	11.0	・法律又は政令により設置されている審議会等 ・条例、規則等により設置されている懇親会、会議等 ・要綱等により設置されている懇親会、会議等																			10	7	238	24	10.1	5	2	27	3	11.1			44	3	6.8	1			1		1		1		

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

富山県

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)
									4	4	110	51	46.4	0	0	0	0								
	富山市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	高岡市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	魚津市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	氷見市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	滑川市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	黒部市								2	2	32	19	59.4	0	0	0	0								
	砺波市								1	1	56	25	44.6	0	0	0	0								
	小矢部市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	南砺市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	射水市								0	0	0	0		0	0	0	0								
	舟橋村								1	1	22	7	31.8	0	0	0	0								
	上市町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	立山町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	入善町								0	0	0	0		0	0	0	0								
	朝日町								0	0	0	0		0	0	0	0								

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

富山県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード 名	管理職の在職状況																職務上の地位別職員在職状況																調査 時点 コード	そ の 他	防災・危機管理部署への配置状況					調査 時点 コード	そ の 他			
	管理職総数		うち 女性		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職				うち一般行政職		うち一般行政職							
	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)			管理職総数	女性比率(%)	管理職総数	女性比率(%)						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32			33	34	35	36	37					
16 201 福山市	573	90	15.7	348	36	10.3	38	2	5.3	24	1	4.2	86	7	8.1	46	3	6.3	449	81	18.0	276	32	11.6	316	116	36.7	170	52	30.6	1032	679	65.8	396	216	54.5	1	10	0	0.0	2	0	0.0	1
16 202 高岡市	241	74	30.7	76	13	17.1	11	0	0.0	7	0	0.0	52	4	7.7	16	0	0.0	178	70	39.3	53	13	24.5	43	22	51.2	32	16	50.0	223	75	33.6	90	25	27.8	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1
16 204 魚津市	36	7	19.4	30	7	23.3	4	1	25.0	4	1	25.0	11	2	18.2	8	2	25.0	21	4	19.0	18	4	22.2	11	3	27.3	6	3	50.0	74	26	35.1	57	18	31.6	1	9	1	11.1	6	1	16.7	1
16 205 氷見市	56	9	16.1	43	6	14.0	13	2	15.4	11	2	18.2	0	0	0	0	0	0	43	7	16.3	32	4	12.5	50	20	40.0	31	13	41.9	26	10	38.5	22	7	31.8	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1
16 206 滑川市	42	9	21.4	36	7	19.4	5	0	0.0	5	0	0.0	5	2	40.0	3	1	33.3	32	7	21.9	28	6	21.4	10	4	40.0	10	4	40.0	43	18	41.9	31	11	35.5	1	11	1	9.1	4	1	25.0	1
16 207 黒部市	109	38	34.9	39	6	15.4	44	8	18.2	8	1	12.5	20	4	20.0	17	1	5.9	45	26	57.8	14	4	28.6	81	39	48.1	45	16	35.6	102	78	76.5	29	12	41.4	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1
16 208 砺波市	190	70	36.8	71	15	21.1	58	13	22.4	7	0	0.0	13	3	23.1	11	2	18.2	119	54	45.4	53	13	24.5	36	36	100.0	0	0	0	92	40	43.5	59	23	39.0	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
16 209 小矢部市	27	4	14.8	25	4	16.0	6	0	0.0	6	0	0.0	7	0	0.0	5	0	0.0	14	4	28.6	14	4	28.6	32	8	25.0	25	5	20.0	31	20	64.5	12	4	33.3	1	12	2	16.7	5	1	20.0	1
16 210 南砺市	183	55	30.1	114	21	18.4	13	0	0.0	8	0	0.0	34	5	14.7	14	2	14.3	136	50	36.8	92	19	20.7	127	84	66.1	90	50	55.6	89	60	67.4	22	6	27.3	1	4	0	0.0	0	0	0.0	1
16 211 射水市	109	17	15.6	62	5	8.1	29	4	13.8	9	1	11.1	22	2	9.1	14	1	7.1	58	11	19.0	39	3	7.7	69	27	39.1	39	8	20.5	226	122	54.0	106	42	39.6	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1
16 321 舟橋村	3	0	0.0	3	0	0.0													3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	5	3	60.0	5	3	60.0	1	1	0	0.0	0	0	0.0	1
16 322 上市町	32	5	15.6	21	1	4.8													32	5	15.6	21	1	4.8	39	18	46.2	25	11	44.0	101	57	56.4	50	23	46.0	1	12	5	41.7	3	0	0.0	1
16 323 立山町	17	3	17.6	14	3	21.4													17	3	17.6	14	3	21.4	26	7	26.9	21	7	33.3	31	12	38.7	29	12	41.4	1	16	2	12.5	2	0	0.0	1
16 342 入善町	14	3	21.4	13	3	23.1													14	3	21.4	13	3	23.1	31	14	45.2	27	12	44.4	16	7	43.8	14	6	42.9	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
16 343 朝日町	40	17	42.5	19	5	26.3													40	17	42.5	19	5	26.3	14	5	35.7	7	1	14.3	55	44	80.0	25	15	60.0	1	14	5	35.7	2	1	50.0	1

調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区 市 町 村	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。  1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休事由を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休養期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休養期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で、1.を選択した場合、休養期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
				1. あり 2. なし 3. その他		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
		8	1の合計	15	1	0	10			0	10	10	10	10	11	8
		3	2の合計	0	14	10	5			15	2	2	2	2	3	2
		2	3の合計	0		5	0			0	1	1	1	1	1	2
		2	4の合計	0						0	2	2	2	2	0	3
16	# 富山市	1	富山市議会	1	2	2	1			2	1	1	1	1	1	1
16	# 高岡市	1	高岡市議会	1	2	2	1			2	1	1	1	1	1	3
16	# 魚津市	4	魚津市議会	1	2	3	2			2	4	4	4	4	1	4



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																				
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問5 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い													
			議 会 名	1. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他								
16	##	氷見市	2	氷見市議会	1	2	2	1		氷見市議会会議規則 第2条(前) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
16	##	滑川市	3	滑川市議会	1	2	2	1		滑川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
16	##	黒部市	1	黒部市議会	1	2	2	1		黒部市議会会議規則 欠席の届出 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の前議事録までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(平27議案規則11条3議案規則11条改正)	2						1	1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
16	#	両波市	1	両波市議員通称使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、両波市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏名以外の氏名を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において通称とは、旧姓(婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改める前の氏をいう。)及び自他共に認め一般に通用し、その使用にあつては当該職員の同一性の確保等の面から支障がないと認められる氏名をいう。 (通称使用の範囲) 第3条 次条第1項の規定による承認を受けた職員(以下「通称使用者」という。)が通称を使用することができる文書等は、通称を使用することが法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行および事務処理上支障や混乱を招くおそれがないと認められるものとし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2. 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、通称を使用することができないものとする。 3. 通称使用者は、第1項に規定する文書等において統一して通称を使用するものとする。 (通称使用の手順) 第4条 職員は通称の使用の承認を受けようとするときは、通称使用承認申請書(様式第1号)により、市長の承認を受けなければならない。 2. 前項に規定する通称使用申請書は、所属長を経由して総務課長に提出するものとする。 (通称使用の承認) 第5条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、通称の使用を承認するものとする。 2. 市長は、前項の規定により通称の使用を承認したときは、通称使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (承認の取消) 第6条 市長は、第3条第1項の規定による承認をした後において、当該職員の通称の使用が職務遂行上又は事務処理上支障がある認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 (中止) 第7条 通称使用者が、その使用を中止しようとするときは、通称使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。 (義務) 第8条 所属長は、所属職員の通称の使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 通称使用者は、通称を使用するにあつて、所属職員等に支障や混乱が生じないように常に努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、通称の使用に關し必要な事項は、総務課長が別に定める。	両波市議会	1	2	3	2	2					4	4	4	4	2	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 明記した規定はない。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
16	##	小矢部市	1	小矢部市議員旧姓使用取扱規程 (趣旨) この訓令は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 議員は、専ら議員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上製備や混用を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前条の旧姓を使用することができる文書等は、総務課長が別に定めるものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 議員は、前項の承認を受けようとするときは、婚姻等により戸籍上の氏が改まったことを届出する際に、又はその届出の後速やかに、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を經由して総務課長に提出しなければならない。 (承認の通知) 第4条 市長が旧姓の使用を承認したときは、総務課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を經由して当該議員に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 市長は、第3条第1項の規定による承認をした後において、当該議員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障がある認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 (中止届) 第6条 市長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を經由して総務課長に提出しなければならない。 (他の任命権者から承認を受けた議員の取扱い) 第7条 ほかの任命権者から旧姓使用の承認を受けていた議員で、異動した後も引き続き旧姓を使用しようとする者は、承認を受けていたことを、証する書類を市長に提出することにより、市長が旧姓使用を承認したものとみなし、第3条及び第4条の手続きを省略することができる。 (費用) 第8条 所属長は、所属議員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって、常に市長、議員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、総務課長が別に定める。	小矢部市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査									
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8		
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定(産休を含む)」がいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い		
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他			
16	##	南砺市	1	南砺市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、南砺市議員定数条例(平成16年南砺市条例第27号)第1条に規定する一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、妻子縁故その他の事由(以下「職罷等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き職罷等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用する文書等(以下「職用文書」という。)において、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長及び総務部長(以下「総務部長」という。)を経由して市長に提出するものとする。 (承認の通知) 第4条 市長は、前条第1項の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、総務部長及び所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 市長は、第3条第1項の承認をした後において、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 第3条第1項の規定により市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長及び総務部長を経由して市長に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用中止届を提出した職員は、再び第3条に規定する旧姓使用の申請をすることができない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に職責、他の職員等に支障又は混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の文書等への使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。 附 則(令和2年3月31日訓令第1号抄) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。	南砺市議会	1	2	2	1	2		1 1 1 1 1 1

都 市 区 町 村 名	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、2.2015年度以降の期間の明記はありますか。	問3 問1で1.を選択した場合、2.2015年度以降の期間の明記はありますか。	問4 問1で1.を選択した場合、2.2015年度以降の期間の明記はありますか。	問5 問1で1.を選択した場合、2.2015年度以降の期間の明記はありますか。	問6 問1で1.を選択した場合、2.2015年度以降の期間の明記はありますか。	問7 問1で1.を選択した場合、2.2015年度以降の期間の明記はありますか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2015年度以降 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 2015年度以降 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
16	##	射水市	1	射水市議会	1	2	2	1		2						
		射水市議会旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、射水市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、妻子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏名(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、選挙区間の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上の必要を認め、引継ぎ等関係書類の引継ぎに必要と認められるものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、第2条の旧姓の使用の承認を求めようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、市長の承認を受けなければならない。 2 前項に規定する旧姓使用申請書は、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 (承認の通知) 第4条 市長が旧姓の使用を承認したときは、人事課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 市長は、第3条第1項の規定による承認を撤回し、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 (中止届) 第6条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。 (義務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に際し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市職、職員等に騒音の高騒音が生じないように努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關する事項は、人事課長が別に定める。 附 則 この附則は、平成19年4月1日から施行する。 附(令和2年12月22日附令第15号) この附則は、令和3年1月1日から施行する。 別表(第2条関係) 1 職員録 2 庶務表 3 出勤簿 4 事務分掌表 5 職員証(名刺) 6 休暇等処理簿 7 (特別、病気、介護、休暇承認申請書) 8 育児休業承認申請書 9 職務命令業務免除申請書 10 差別企業従事制限許可申請書 11 事務引継書 12 健康簿 13 異動希望書 14 職員証、印章再発照願 15 身元照 16 住居届 17 私有車登録簿 18 選任日宣誓書等簿及び代体指定簿 19 特殊勤務手当実績簿 20 通勤届 21 住居転居届 22 証明願 23 その他市長が必要と認めるもの	1	2	2	1		2								
16	##	糸織村	4	糸織村議会	1	2	3	2		2						
		糸織村議会旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、糸織村に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、妻子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏名(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、選挙区間の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上の必要を認め、引継ぎ等関係書類の引継ぎに必要と認められるものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、第2条の旧姓の使用の承認を求めようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、市長の承認を受けなければならない。 2 前項に規定する旧姓使用申請書は、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 (承認の通知) 第4条 市長が旧姓の使用を承認したときは、人事課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 市長は、第3条第1項の規定による承認を撤回し、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。 (中止届) 第6条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。 (義務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に際し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市職、職員等に騒音の高騒音が生じないように努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關する事項は、人事課長が別に定める。 附 則 この附則は、平成19年4月1日から施行する。 附(令和2年12月22日附令第15号) この附則は、令和3年1月1日から施行する。 別表(第2条関係) 1 職員録 2 庶務表 3 出勤簿 4 事務分掌表 5 職員証(名刺) 6 休暇等処理簿 7 (特別、病気、介護、休暇承認申請書) 8 育児休業承認申請書 9 職務命令業務免除申請書 10 差別企業従事制限許可申請書 11 事務引継書 12 健康簿 13 異動希望書 14 職員証、印章再発照願 15 身元照 16 住居届 17 私有車登録簿 18 選任日宣誓書等簿及び代体指定簿 19 特殊勤務手当実績簿 20 通勤届 21 住居転居届 22 証明願 23 その他市長が必要と認めるもの	1	2	3	2		2								

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
				議 会 名	1. 明記した規定があるが、運用上認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			上市町職員の旧姓の使用に関する規程 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、旧姓を使用することが法令等に抵触するおそれなく、かつ、その職務の遂行上及び事務の処理上支障がないと認められる文書等に旧姓を使用することができる。 2 前項の規程により旧姓を使用することができる文書等については別表第1に、旧姓を使用することができない文書等については別表第2に定める。	上市町議会	1	1	3	2			2				3	3	3	3	3
		立山町	2	立山町議会	1	2	3	2	入善町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			2	2	2	2	2	2
		入善町	3	入善町議会	1	2	2	1	朝日町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1
		朝日町	2	朝日町議会	1	2	2	1			2			1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 県 市 町 村 特 区 道 道 道	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9	問10	問11	問12				問13	問14	問15	問16	問17						
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。				問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。						
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組も予定である。 3. 行っており、今後取組む予定もない。	に1問、定すハ等るラ(規定が定メあるハ)を理防規禁止	す2を議ハを設置してはる	に3問ハを行らつ議スを向付い研防止	4その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っており、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
		0	0	1	0	0	0	0		1	0		1						
		0	0	2	0	0	0	0		2	1		13						
		0	0	12	0	0	0	0		12	2		1						
		15	15	0	0	0	0	1		0	12								
18	201	富山市	4	4	3					3	4		2						
18	202	奥平市	4	4	3					3	3		2						
18	204	魚津市	4	4	3					3	4		2						
18	205	氷見市	4	4	1				4		4		2						
18	206	津川市	4	4	2					1	4		2						
18	207	黒部市	4	4	2					2	3		2						
18	208	砺波市	4	4	3					3	4		2						
18	209	小矢野市	4	4	3					3	4		2						
18	210	南砺市	4	4	3					3	4		2						
18	211	射水市	4	4	3					3	4		2						
18	321	谷塚村	4	4	3					2	4		2						
18	322	上市町	4	4	3					3	2		1						
18	323	立山町	4	4	3					3	4		2						
18	342	入善町	4	4	3					3	4		2						
18	343	能登町	4	4	3					3	4		3						

ハラスメントを含むコンプライアンスに関する書籍を全議員に配布している。

女性原体連絡協議会(南砺市さわやかネットワーク)が女性の視点から市政に対して提言を行い、女性リーダーの育成を目的に女性議会を開催している。

上市町地域防災計画

(1) 教育関係施設の災害対策に関すること。  
(2) 被災児童・生徒の教科書の支給及び復業に関すること。  
(3) 被災児童・生徒の学校給食、保健管理に関すること。  
(4) 被災児童・生徒の育英、奨学に関すること。  
(5) 児童・生徒の避難誘導及び救援保護に関すること。  
(6) 避難所の開設及び教育関係施設運営等に備えること。  
(7) 社会教育施設の災害対策に関すること。  
(8) 文化財の災害対策に関すること。  
(9) 避難所収容者に対する生活指導に関すること。  
(10) 体育施設の災害対策に関すること。  
(11) 災害救助活動に協力する体育団体との連絡調整に関すること。

法改正のパンフレット配布済